

# 第 52 期（令和 2 年度）熊本地方最低賃金審議会

## 第 52 期第 9 回 本審 議事録

- 1 日 時 令和 2 年 7 月 27 日（月） 14 時 00 分～14 時 30 分
- 2 場 所 熊本地方合同庁舎 B 棟 2 階 大会議室
- 3 出席者  
（公益代表委員） 倉田委員、諏佐委員、高峰委員、  
本田委員、山田委員  
（労働者代表委員） 児玉委員、猿渡委員、中谷委員、  
花岡委員、山本委員  
（使用者代表委員） 岩田委員、加島委員、近藤委員、  
原委員、渡邊委員

【事務局】（熊本労働局） 木下労働局長、佐保労働基準部長、中野賃金室長、嘉悦賃金指導官、秋吉専門監督官、辛川給付調査官

- 4 議 題  
（1）令和 2 年度地域別最低賃金改定の目安について（伝達）  
（2）その他

### 5 議事内容

賃金指導官 本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。ただ今から、第 5 2 期第 9 回熊本地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の委員のご出席は 1 5 名でございますので、最低賃金会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、取材のため報道機関の方がお見えでございます。最低賃金制度や最低賃金審議会の広報のため、ご協力をお願い申し上げます。

また、熊本地方最低賃金審議会運営規程第 6 条第 1 項に基づきまして、会議の公開の公示をいたしておりましたが、傍聴の申

し込みはございませんでした。

それでは、会長に議事進行をお願いしたいと思います。会長よろしくお願ひいたします。

会長                    それでは、議題に入ります前に、熊本地方最低賃金審議会運営規程第7条第1項に基づきまして、本日の議事録署名人を指名したいと思います。まず、労側は山本委員、それから使側は加島委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

山本委員、加島委員        はい。

会長                    よろしくお願ひいたします。

それでは、議題に入ります。まずは、本日の議題ですが、中央最低賃金審議会からの令和2年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申につきまして、本審議会に伝達がございます。それでは、局長から伝達をお願いいたします。

労働局長                お願いします。

会長                    ただ今、伝達文を頂戴いたしました。議事録に内容を残すために、事務局に朗読をお願いしたいと思います。

賃金指導官              それでは、お手元にお配りした目安額の答申文の写しでございますが、別添1と別紙1を朗読させていただきます。

令和2年7月22日 厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会会長 藤村 博之

令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和2年6月26日に諮問のあった令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

1 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

2 地方最低賃金審議会における賃金に資するため、上記目安に関する公益委員見解(別紙1)及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。

5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

#### 別紙1

令和2年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和2年7月21日

1 令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

2 (1)目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力し

ている状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、

他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、

雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で1倍を超え令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること、

賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目GDP成長率も大幅に下落していること、

令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、

世界的に感染状況が拡大している中、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地

方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適当と考える。

(4) 最低賃金引上げが及ぼす影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

別紙2については、朗読を割愛させていただきます。

以上でございます。

会長                    ありがとうございます。事務局から補足的な説明をするということですので、お願いいたします。

賃金室長                説明させていただきます。先ほどの答申文の中にございました平成29年度の全員協議会報告でございますけれども、それにつきましては、お手元にお配りしております2枚組のペーパー、この中に先ほどの事項が記載されておりますので、よろしくようお願いいたします。

今年度の最低賃金については、新型コロナウイルス感染症拡大による県下の経済、雇用、労働者の生活への影響等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当。地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、この見解を十分に参酌し、地域の経済、雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見を勘案しつつ、適切な

審議が行われることを希望するという結果で取りまとめられています。

1円以上の有額の目安を示さなかったのは、IT不況の平成14年度から16年度、リーマンショックの平成21年度以来で、目安が時間額に統一された平成14年度以降5回目でございます。参考までに、昨年の目安額は、Aランク28円、Bランク27円、Cランク26円、Dランク26円。全国加重平均で27円、率に換算すると3.09%といったものでございました。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。ただ今の伝達につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

特段ないようですので、せっかくの本審ですので私の方から感想というか、私たちが今年どうやっていくかということについての認識を共有したいなと思っております。

今年、目安を示さずということで先ほど伝達をいただきました。労使それぞれの見解が出ておりますけれども、そこから何を私どもが地方でくみ取っていくかという問題があるかと思いません。重大な関心を持って見守ると言われても、口の悪い人たちは「丸投げではないか」というような動きもありますけれども、いずれにしても、2つ問題があるのかなと思っております。

1つは金額の問題ですね。これは今も出ていましたけれども、目安を示さずということはゼロではないということがあるように思います。それはしかし、「ではいくらなんだ」というのが次の議論かなという気がいたします。それから、これまでの中で一番問題になっている地域間格差ですね。これをどうするかということが、ますます重要になってきたという気がいたします。この地域間格差の問題は、日本の最賃制度が構造的に制度として持っている問題だろうと思えます。ランクが4つあって、4つごとに目安が違って出されてくる。結果として当然格差は広がっていくということがあります。その中で、熊本は最低ランクのDランクになっています。熊本という地域を考えたときに、どんな最低賃金がふさわしいのかという議論をする場はこの場しかありません。

今年はコロナウイルスで、昨日初めてクラスターが発生して、今まで経験したことのなかったようなことになっているんです。

それから、県南を中心に、非常に大きな水害、豪雨の被害も出ています。私たちの目の前には、この2つ、現実的な困難があります。ここを踏まえながら、熊本の地域別最低賃金がどうあるべきかという議論をしていきたいなと思っております。

一方で過去に学びたいなという気がしています。それは、2009年のリーマンショックの翌年、このときも改正額の目安が示されませんでしたけれども、熊本ではプラス2円の答申をいたしました。それから、4年前ですけれども、2016年の4月の熊本地震、大変な被害が出た年でしたが目安通りプラス21円ということで、特に使用者には随分、英断をしていただいたと思っております。ここには、やっぱり熊本の地域をどうしていくかということの真摯な議論が、労使双方においてなされた結果、出された金額だろうと思っております。

今年もなかなか難しい議論を進められると思いますけれども、こうした歴史を踏まえながら活発な議論を展開しながら、新しい熊本の最賃の水準を考えてきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、事務局から次回以降の審議会についての日程の説明をお願いいたします。

賃金室長

第10回本審を8月5日水曜日14時から、B棟2階大会議室、この会議室で開催を予定しております。その前に、特定最低賃金改正決定の必要性有無の審議のため、運営小委員会を13時30分から同じB棟2階大会議室で開催を予定しております。以上でございます。

会長

最後になりましたけれども、議事録及び資料の公開の有無についてであります。議事録及び資料については公開ということによろしいでしょうか。

全員

はい。

会長

それでは、議事録及び資料につきましては公開とさせていただきます。以上で本日の審議を終了したいと思います。お忙しい中、審議にご協力ありがとうございました。

引き続きまして、14時30分から第2回の地域別専門部会

を開催いたしますので、専門部会の委員の方はお残りいただきますようお願いいたします。

それでは以上で終わります。お疲れでした。